会 議 録

1	会議の	名 称	議会運営委員会
			令和 4年10月21日(金)
2	目	時	午前 10時35分 開会
			午前 10時57分 閉会
3	場	所	全員協議会室
			中山真由美 小沼 富夫 大垣 真一
4	出 席	者	橋田 夏枝 宮脇 俊彦 夛田 嚴
	(8人)		舘 大樹 八島 満雄 (議長)
5	欠 席	者	なし
6	委員外	議員	土山由美子 越水 崇史 山田 昌紀
			なし
7	説明	員	
8	傍聴	者	なし
9	事 務	局	局長 次長 係長
1 (	0 会議のて	んまつ	別紙のとおり

## 午前10時35分 開会

○委員長【中山真由美議員】 全員協議会等に引き続き、お疲れさまです。ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

ここで、議長から御挨拶をお願いします。

○議長【八島満雄議員】 改めまして、おはようございます。先ほどはお疲れさまでした。全て案件が流れていきましたので、本当にありがたいことだと思います。いよいよ来月から12月定例会が開始されますが、それにまつわって、いろいろな案件が事前に皆さんに決定をいただかないと進めないところが多々ありますので、本日はよろしくお願いします。

以上です。

○委員長【中山真由美議員】 初めに、伊勢原市議会の個人情報の保護に関する条例案についてです。こちらの条例案につきましては、会派代表者会議において協議を重ねてまいりました。10月4日に開催しました会派代表者会議で、議長より、12月定例会上程に向け、今後は議会運営委員会で進めてほしいとの意向を受けております。会派代表者会議終了後、事務局が全議員が見られるようスマートディスカッションの全議員共有のフォルダに条例案等を保存しましたので、御確認されていると思いますが、事務局より、改めて条例案の概要等について説明をいたします。局長。

○議会事務局長【黒石正幸】 それでは、説明させていただきます。伊勢原市 議会の個人情報の保護に関する条例案についてです。

条例案について、事務局案を作成いたしましたので、提示させていただきます。また、全国市議会議長会の条例例と伊勢原市議会条例案との比較も提示させていただきます。右側が伊勢原市の条例案となります。全国市議会議長会からの変更箇所につきましては、赤字で記載しております。なお、10月4日に開催いたしました会派代表者会議後、文書法制課へ例規審査を提出し、1回目の校正がございました。校正後、一部修正している箇所がございますが、執行部作成の条例案と記載内容を合わせたことが主な修正理由となっております。そちらにつきましては、見え消しで、赤の太字にさせていただいております。

それでは、変更点について、主な内容を御説明させていただきます。比較表と合わせて、今日お配りしてございます「全国市議会議長会の条例例から変更した主な内容」を御覧いただきたいと思います。

まず、8ページです。第12条(利用及び提供の制限)第2項第3号についてですが、本市では、実施機関がないため除いております。

次に、23から24ページを御覧いただきたいと思います。第30条(開示請求の手数料)についてですが、開示請求に係る手数料は無料、コピー代は実費負担といたします。執行部も同様の内容となっております。

9ページに戻っていただくと、第30条で手数料を無料としたために、第12条の表中、第30条の「納めなければならない」の欄は削除しております。

続いて、16ページを御覧ください。第20条(保有個人情報の義務)についてですが、会派代表者会議の際は、情報公開条例第19条を記載していましたが、第20条の各号(1)から(5)に全て入っており、重複するため削除いたしております。

続いて、30ページです。第45条(審査会への諮問)についてですが、執行部と調整し、同様の表記としています。伊勢原市議会は、市の審査会に諮問することとなりますが、伊勢原市では、個人情報保護審査会の条例は単独に作成せず、伊勢原市附属機関に関する条例の中に伊勢原市個人情報保護審査会を位置づけているため、条例例のとおりに何条等と記載すると分かりづらいということから、記載のとおりとなっております。

続いて、32ページ、第50条(審査会へのその他の諮問)についてですが、 本市では、審議会がなく、審査会しかないため、執行部と調整し、記載のとおり としております。

続いて、33ページ、附則(経過措置)についてですが、会派代表者会議の際には、罰則規定の経過措置が必要となるため追加すると御説明させていただきました。これは、執行部の指示で追加しておりましたが、再度整理したところ、執行部で新たに制定する個人情報保護法施行条例附則において規定されているため、この条例で重ねて規定する必要はないという見解から、削除することといたしました。

次に、「条例施行スケジュール(案)」についてです。進捗状況と今後の予定ですが、9月7日に横浜検察庁に罰則規定に係る事前審査書類を送付していましたが、検察庁から先日、正式に依頼文を提出するよう連絡がございましたので、執行部と合わせ、決裁後、直ちに正式依頼文を送付するところでございます。10月4日、会派代表者会議、本日21日、議会運営委員会で説明、10月下旬に条例案確定をめどに、文書法制課に例規審査の依頼をしております。現在、2回目となります。そして11月18日、全員協議会で全議員に周知いたします。22日に議会運営委員会で条例案を確定いたします。条例制定議案の提出時期は、令和5年4月の条例施行を予定しているため、執行部の条例制定に合わせ、議員提出議案として、12月議会に上程することを予定しておりますが、議会分は最終日を予定しております。以上が、大まかなスケジュールとなりますが、今後、検察庁協議や執行部等との調整で修正等があった場合には、改めて協議させていただきます。

次に、「議会の個人情報保護に関する条例案の意見・要望について」を御覧ください。4日の会派代表者会議以降、1件提出がございました。内容は記載のとおりとなっております。

説明は、以上でございます。

○委員長【中山真由美議員】 ただいま事務局から説明がありましたが、条例

案について意見、要望がございましたが、会派に持ち帰っていただき、次回、御 意見等があればお伺いいたします。そのため、本日の条例案等につきまして、事 務局にスマートディスカッションに保存していただきますので、よろしくお願い いたします。

ほかに、御意見等があれば伺います。

- ○委員【宮脇俊彦議員】 意見じゃなくて、今の説明の中で分からない点があったので、何点か。具体的に個人情報保護条例で、議会の条例ですので、例えば、どういうのが対象になるのかということを教えてほしい。
- ○議会事務局長【黒石正幸】 執行部と比べますと、かなり議会のこの個人情報保護条例の内容というのは非常に狭まっております。例えば、議員の住所であるとか電話番号であるとか、個人情報、あとは事務局員の人事情報、それと市民向けでいえば、例えば、請願、陳情された方の住所、氏名であるとか、あとは傍聴者の氏名、情報であるとか、そういった内容が主なものになるかなと思います。何か補足ありますか。
- ○委員長【中山真由美議員】 大丈夫ですか。補足はございません。
- ○委員【宮脇俊彦議員】 分かりました。

1つ気になったのは、私たちが議会改革のときにアンケートをやろうと言って、 返事をして返したいので、名前とか住所を書いてくれって。電話番号とかね。あ あいうのをやったらば、こういうものの対象になるんですか。

- ○議会事務局長【黒石正幸】 事務局が所有する個人情報ですので、当然そういったものも個人情報の対象になります。ただ、議員自身がお持ちになっている個人情報は対象にはなりません。よろしいですか。
- ○委員【宮脇俊彦議員】 じゃ、もう少しいいですか。アンケートを取った場合の、この前は、傍聴する方はもうこれ以上しないということなので、もうこれは出ることはないのでしょうけれども、アンケートの対象に、やりましたよね、今はあまりやってないけれども、前はほとんどの人に渡したけれども、それも対象になるということで。それも請求があった場合はということで。
- ○委員【小沼富夫議員】 今、宮脇委員が言っておられるのは、議会がアンケートを出して、住所を書いてくれれば返信をするよという話のときには、書いてくれた方、若しくは、返信をもらいたいという方は書いてもらったけれども、それ以外のときには書いてもらわなかったと思うので、その辺は相手の意向がきちっと意思がはっきりしていれば、問題点とかというのは分からないので、それは調べていただきますけれども、議会のアンケート等は今後も別に問題、支障がないんじゃないかなと思う。
- ○委員【宮脇俊彦議員】 いや、中身のいい、悪いの議論じゃなくて。
- ○委員【小沼富夫議員】 いやいや、この条例をつくったからといって、我々の活動に支障が出ることはないのかなと私は思っています。
- ○委員長【中山真由美議員】 よろしいでしょうか。
- ○委員【宮脇俊彦議員】 今度の改正案というのは、国会とか裁判所だとか、

それから、地方議会は対象外にされていると私は思ったんですけれども、こういうふうに、今、これの中に入れるということはどういう。対象にしない。国会も、そんなのは論議してないんですね。地方議会も対象外と、私は伺っていたんですけれども、対象になるんですか。

○議会事務局長【黒石正幸】 個人情報保護法の対象外になるので、独自で議会でつくらなくてはいけないということなんです。ですから、国会、あとは裁判所、議会、そういったところは独自性を保つということで、それぞれ議会の場合には条例を制定するということです。

○委員【宮脇俊彦議員】 分からないことがあるんですけれども、伊勢原市がこの条例案、タブレットの中に既に出しています。その中で、ここにちょっと書いていますけれども、15条と16条があるんですけれども、15条の2のところに、議長は取り扱う仮名加工情報の漏えい防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。同じようなのが16条にもあるんですけれども、これは議長も、出していて、このまま通ったら、16条にもあるんですけれども、これは責任が生じてくると思うんです。それは説明を受けていらっしゃるんですか。

- ○委員【小沼富夫議員】 ここを協議することって書いてあるでしょう。
- ○委員【宮脇俊彦議員】 協議するんだけれども、これは分からないから、こ こ、今、出ていて、誰が議長になるのか、今後分からないんですけれども、何か あったときには、これは。
- ○委員長【中山真由美議員】 そのことに関しても協議をしていくということですので、今の段階では会派に持ち帰っていただいて協議をしていただくということでございます。よろしいでしょうか。
- ○委員【宮脇俊彦議員】 私もこれ気になって、秦野の議会に聞いたら、そっくりこれはないんですよ。ということだけ、今日は言っておきます。協議は、これから先の議論だから。今回はそれだけ。
- ○委員長【中山真由美議員】 それでは、ほかに。(「進行」の声あり) それでは、今後は、お配りしているスケジュールのとおり、12月定例会上程に向け、条例案を確定していきますので、よろしくお願いいたします。

[議長退席]

## 議 題 2 一般質問について

○委員長【中山真由美議員】 続いて、議長から諮問されております一般質問についてです。議長に諮問されてから、今まで2回協議を重ねてまいりましたが、前回、10月4日に開催しました議会運営委員会で、各会派で時間等の意見等をまとめ、次回お伺いすることとしておりましたので、御意見等があればお伺いいたします。

- ○委員【宮脇俊彦議員】 何か新たにということですね。
- ○委員長【中山真由美議員】 そうですね。
- ○委員【宮脇俊彦議員】 順番に聞かれたほうがいいんじゃないですか。
- ○委員【小沼富夫議員】 副委員長の立場で恐縮でございますけれども、創政会といたしましては、先日会議を開きまして、時間は、今日あらかじめ発表しようかと思ったんですが、1つだけ共有してから時間を決めたいなと思っています。それは何かといえば、1人やったら休憩を取るということを、これからは一般質問でやっていきたいなと。従前は、2人やって休み、2人やって休み。2人も、当時は60分、60分で120分で休みという2時間そのままというのは非常に、今、コロナに限らず、これからも感染症についても非常に対応する時間帯に持っていきたいという議論の中でありますので、創政会としては、1人やったら休憩を取りたい。その休憩時間分が10分がいいのか、15分がいいのか。我々の会派としては15分を御提示したいと思う。それから逆算して、時間帯も皆さんと協議を重ねていきたいと思っています。この点について、先に共有をさせていただければ、もしくは同意をいただければありがたいかなと思っています。
- 〇委員長【中山真由美議員】 それでは、今、副委員長から提案がございました。それまでは2人続けて行っていた一般質問につきましては、1人終了した際には休憩を持つ。その休憩時間も、創政会としては15分ということにつきましての御意見をお伺いいたします。
- 〇委員【橋田夏枝議員】 いせはら未来会議の意見といたしましては、全く創政会と同等の意見です。ですから、10分から15分程度の休憩時間を間に設けるということで、できれば現行で45分、しかし、50分でもありなのかなというところですが、60分に戻すことに対してはやはり少し抵抗感があるということでした。

以上です。

- ○委員長【中山真由美議員】 ほかに。
- ○委員【宮脇俊彦議員】 私たちは、従来取ってきた、今回のコロナの前に取っていた 1 時間の範囲内でやるのがいいと思っています。 2 人やっていたというのは、1 時間やるというのは、これは 3 0 分でも 2 0 分でも、その人が終わればいいわけであって、そういう場合は続けてやるということになっていたと私は理解していましたので、別に 1 時間を超すときは休憩を取るというのは別にオーケーです。ただ一律に、2 0 分とか 2 5 分で終わっても取っていくかといったら、

それはそのときの状況に応じて対応したほうがいいと思いますので、休憩は別に そんなに大きな、駄目だということはなくて、超す場合は、例えば20分、30 分だったら、一回一回休みを取らなくても、そのほうが早く済むということでや っていってもいいんじゃないかと思っています。

時間は60分がやっぱり基本で、個人によっては、今でも30分で終わる人もいるし、それはその範囲内でやる分には自由なので、そこはやっぱりきちっと確保することが必要だということが、私たち会派の意見です。

○委員長【中山真由美議員】 それでは、整理いたしますと、まずは、1人終 了後、休憩を取るということに関してはおおむね皆さん同意していただいたとい うことでよろしいでしょうか。(「異議なし」の声あり)

時間につきましても、休憩時間は、基本15分ということでよろしいでしょうか。(「異議なし」の声あり)

ただし、一般質問の時間につきましては、ちょっとまだ皆さんの中では、さらに検討していく余地があるのかなと考えますので、これはまた次回の議会運営委員会で議論を進めていきたいと考えますが、いかがでしょうか。 (「異議なし」の声あり)

それでは、本日の御意見等につきましては、会派に持ち帰り、共有いただき、 次回の議会運営委員会で再度協議いたしたいと思います。

本日予定した案件は以上です。これをもちまして、本日の議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時57分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

令和4年10月21日

議会運営委員会 委員長 中 山 真由美